

第3節 中小企業庁	447
1. 中小企業の現状	447
1. 1. 業況	447
1. 2. 収益	447
1. 3. 投資	448
1. 4. 資金繰り・倒産	448
1. 5. 取引環境	449
1. 6. 海外展開	450
2. 経営力強化・生産性向上に向けた取組	452
2. 1. 生産性向上・技術力の強化	452
2. 2. IT化の促進	453
2. 3. 小規模事業者の持続的発展支援	453
2. 4. 中小企業の海外展開支援	454
2. 5. その他の海外展開支援施策	454
2. 6. 地域資源の活用	454
2. 7. 販路・需要開拓支援	455
2. 8. 商店街・中心市街地の活性化	456
2. 9. 経営支援体制の強化	457
2. 10. その他の地域活性化施策	457
3. 活力ある担い手の拡大	457
3. 1. 創業支援	457
3. 2. 事業承継支援	458
3. 3. 人材・雇用対策	459
4. 安定した事業環境の整備	459
4. 1. 取引条件の改善	459
4. 2. 官公需対策	461
4. 3. 消費税転嫁対策	461
4. 4. 消費税軽減税率対策	461
4. 5. 資金繰り支援、事業再生支援	461
4. 6. 経営安定対策	463
4. 7. 財政基盤の強化	464
4. 8. 人権啓発の推進	464
5. 災害からの復旧・復興	464
5. 1. 資金繰りの支援	464
5. 2. 二重債務問題対策	465
5. 3. 工場等の復旧への支援	465
5. 4. その他の対策	466
6. その他の中小企業対策	466
6. 1. 調査・広報の推進	466

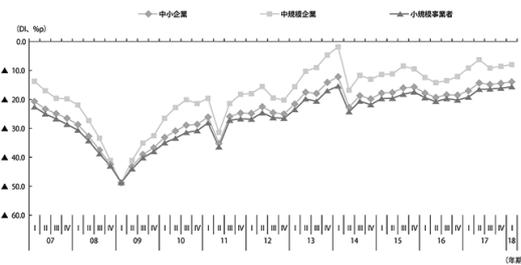
第3節 中小企業庁

第1章 中小企業の現状

1. 業況

はじめに中小企業の現状を見ていくに当たって、調査対象の8割が小規模企業である、中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」(以下「景況調査」という。)の業況判断DI(前期に比べて業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの)の推移を確認する。

第1-1-4回 企業規模別業況判断DIの推移

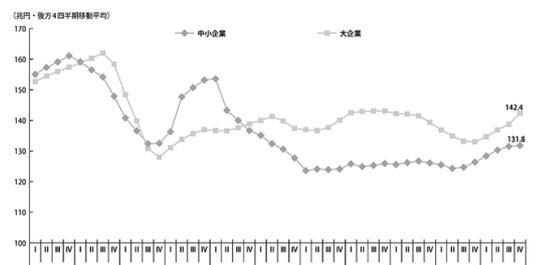


資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
 (注)1.景況調査の業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。
 2.ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。

2. 収益

次に、中小企業の収益の状況について見ていく。はじめに、中小企業の売上高について財務省「法人企業統計調査季報」を用いて過去10年間の推移を確認すると、2011年、2012年に減少傾向が続いた後、2013年第1四半期以降はしばらく横ばいの状態続いた。2016年第3四半期に入ると海外経済の復調等を背景に中小企業の売上は再び増加傾向に転じ、また2017年を通じておよそ5.4兆円増加し、大企業との差が縮小しつつある様子がうかがえる。

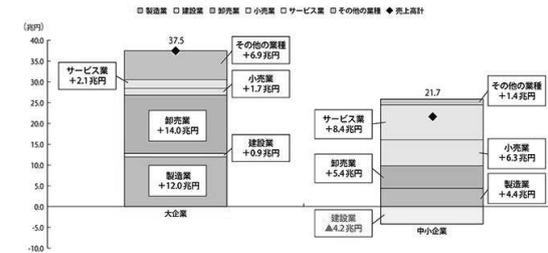
第1-1-6回 企業規模別売上高の推移



資料：財務省「法人企業統計調査季報」
 (注)ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

売上高が増加基調に転じる直前の2016年と2017年で、具体的にどの業種が売上高の増加に影響を与えているのか把握するため、上記の2時点間において業種別規模別に要因分解を行う。

第1-1-7回 売上高 業種別分解 (2016年-2017年間の増加分)

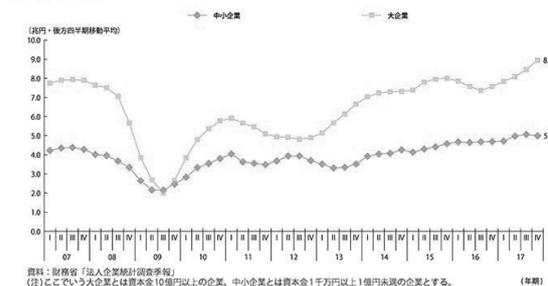


資料：財務省「法人企業統計調査季報」
 (注)ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

大企業では6分類の業種全てが押し上げ方向に作用し、特に卸売業の売上高の増加(+14.0兆円)や製造業の売上高の増加(+12.0兆円)が最も寄与している。一方、中小企業では、サービス業の売上高の増加(+8.4兆円)や小売業の売上高の増加(+6.3兆円)が最も寄与しており、これらの業種の売上高の増加は同業の大企業の売上高の増加を大きく上回っている。中小企業のほぼ全ての業種が売上高を押し上げている中、中小企業の建設業の売上高は減少(▲4.2兆円)しており、全体の押し下げ要因として作用していることが分かる。

続いて、営業利益の推移について確認する。中小企業の営業利益の推移を見ると、リーマン・ショック後の2009年に大きく落ち込み、2010年以降は回復と低迷を繰り返した。2014年に入ると緩やかに回復し始め、足下ではバブル期とほぼ同水準で推移しており、中小企業の本業における営業活動の成果がおおむね過去最高水準にある様子うかがえる。

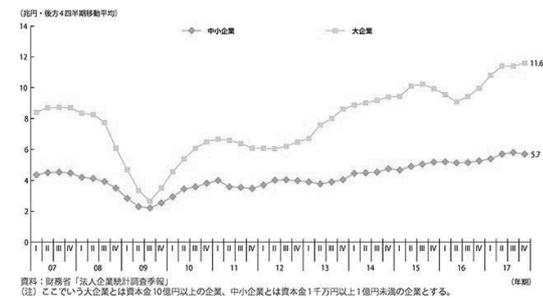
第1-1-8回 企業規模別営業利益の推移



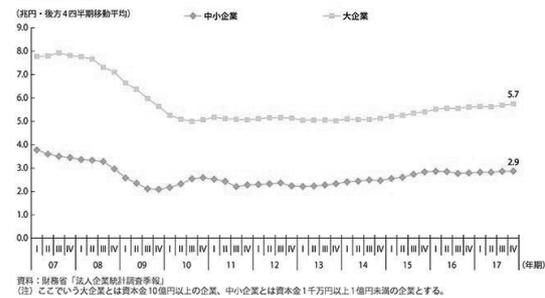
資料：財務省「法人企業統計調査季報」
 (注)ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

また、中小企業の経常利益の推移について確認すると、リーマン・ショック後の2009年に最も落ち込み、以降は総じて緩やかな回復基調にある。足下の2017年を確認すると、中小企業の経常利益は統計開始以降過去最高水準で推移しており、大企業のみならず中小企業へも経済の好循環が浸透しつつあることを示している。

第1-1-9図 企業規模別経常利益の推移



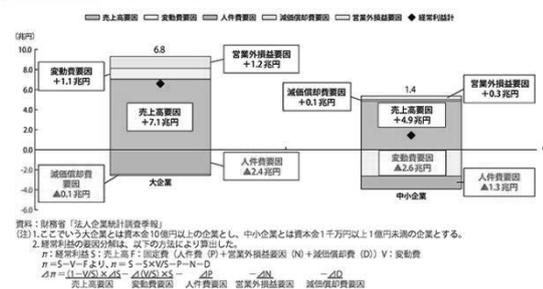
第1-1-11図 企業規模別設備投資の推移



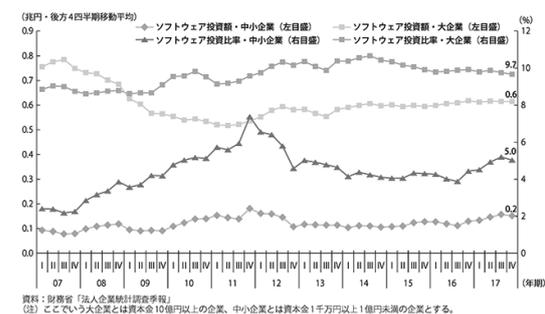
ここで、どの要素が経常利益を押し上げているのかを確認すべく、企業規模別に経常利益増加分を要因分解する。経常利益増加分（2017年経常利益の前年差）を売上高要因、変動費要因、人件費要因、減価償却費要因、営業外損益要因に分解して捉えると、大企業、中小企業ともに売上高要因が経常利益の増加に寄与している。ただし、中小企業の売上高の伸長は大企業に比べれば弱い。また、中小企業において、変動費要因のマイナス寄与が大きいのは、後に見るとおり原油等の原材料価格が足下で上昇傾向にあることが影響していると考えられる。

また、IT関連指標として中小企業のソフトウェア投資額及び投資比率について見ていくと、ソフトウェアを除く設備投資全般が伸び始めた2013年以降も中小企業のソフトウェア投資額は数年横ばい傾向にあったが、2016年後半から緩やかに伸び始め、また、投資比率について見ても大幅に伸び始めていることが分かる。ただし、足下のソフトウェア投資額については大企業の3分の1に満たず、また投資比率については大企業の2分の1程度であり、大企業との差は依然として存在する。

第1-1-10図 経常利益の要因分解（2016年・2017年間の増加分）



第1-1-12図 ソフトウェア投資額・ソフトウェア投資比率の推移



3. 投資

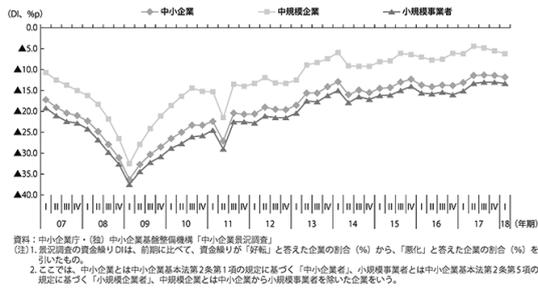
中小企業の経営環境が良好に推移している一方で、中小企業の設備投資について見てみると、リーマン・ショック後の2009年に大きく落ち込んだ後、しばらく伸び悩んでいたが、2013年に入ると緩やかに投資額が伸び始めている。ただし、第2部第5章で見るとおり、足下の中小企業の設備投資の増加は、設備年齢の上昇を背景とした更新投資の増加が中心と考えられる。

4. 資金繰り・倒産

次に、中小企業の資金繰りの状況及び倒産状況について景況調査や日本銀行の統計、(株)東京商工リサーチのデータベースを用いてその推移を見ていく。

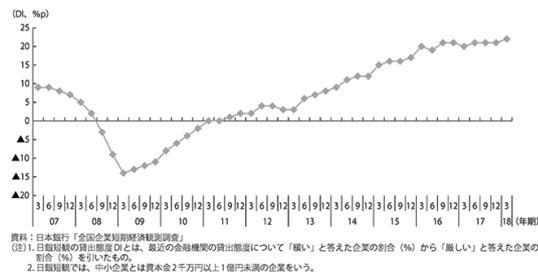
はじめに、中小企業の資金繰りDIの推移について見ると、中規模企業、小規模企業とも、リーマン・ショック後の2009年を底としてそれ以降は着実に改善傾向を維持している。足下の2017年ではリーマン・ショック前の2007年を上回り、統計開始以降過去最高水準で推移している。

第1-1-13回 企業規模別資金繰りDIの推移



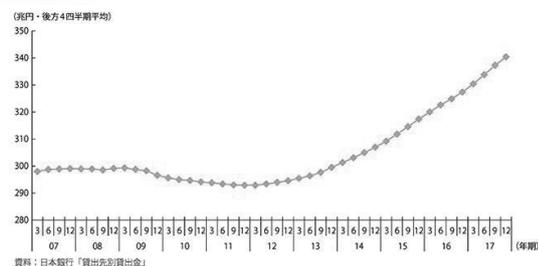
また、貸出態度DIの推移について見ても、リーマン・ショック後に大きく落ち込んだが、2009年以降は総じて回復基調にあり、2011年第3四半期以降は最近の金融機関の貸出態度について「緩い」と答えた企業の割合が「厳しい」と答えた企業の割合を年々上回りながら推移している。

第1-1-14回 中小企業の貸出態度DIの推移



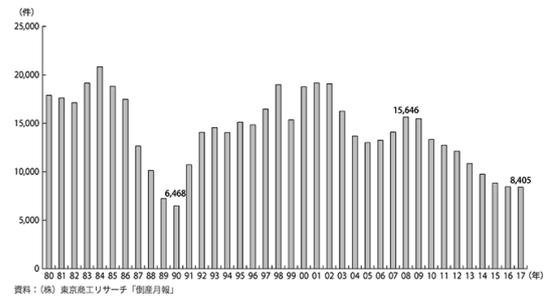
次に、中小企業の貸出金の推移を確認すると、2011年まで弱含みで推移していたが2012年以降上昇傾向をたどり、足下について見ると統計開始以降過去最高水準で推移している。

第1-1-15回 中小企業向け貸出金の推移



倒産件数の推移について見ると、2008年の15,646件を山に9年連続で減少を続けている。直近では4年連続で1万件を下回っている。2017年の倒産件数は前年比0.4%減の8,405件となり、バブル期の1990年以来27年ぶりの低水準となった。

第1-1-16回 倒産件数の推移

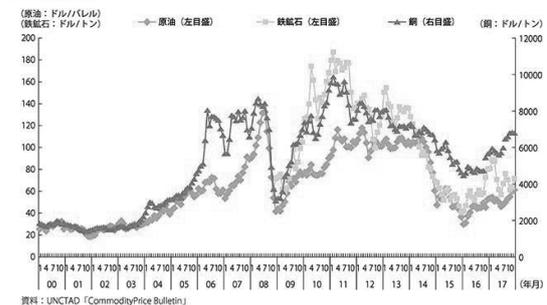


5. 取引環境

これまでに見てきたとおり、中小企業の経常利益は過去最高水準に到達した。他方で、経常利益を要因分解して見た際に、変動費要因の対処に関して大企業と中小企業との間で巧拙があることも見て取れる。

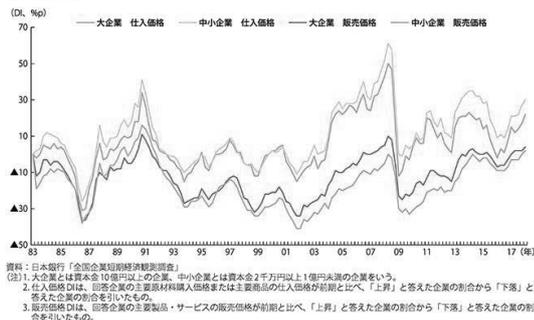
変動費は、その内訳が、原材料費、燃料費、中間財購入費等となっており、原材料である1次製品の価格の変動に大きな影響を受ける。このため、1次製品価格、特に資源価格の推移を見てみると、原油価格については2016年に反転して以降上昇傾向にあり、鉄鉱石や銅も足下で上昇基調をたどっていることが分かる。

第1-1-17回 1次製品価格(資源)の推移



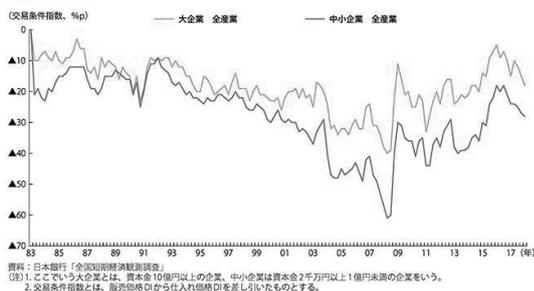
次に、企業規模別に仕入価格DIと販売価格DIの動向を確認すると、仕入価格DIは、原油をはじめとした資源価格の上昇を背景に、2016年から上昇に転じ、2017年以降も引き続き上昇傾向で推移している。販売価格DIも同様に上昇基調をたどっているが、上昇幅は仕入価格DIに及ばない。

第1-1-18回 企業規模別仕入価格・販売価格DIの推移



また、販売価格DIから仕入価格DIを引いた交易条件指数の推移を確認してみると、リーマン・ショック以降はおおむね改善傾向をたどってきている。他方で、先に見てきたように、足下では仕入価格DIの上昇幅が販売価格DIの上昇幅を凌駕しており、企業規模を問わず交易条件は悪化している。中小企業にとっては、仕入価格の上昇を販売価格に転嫁できるかどうか収益力を左右する重要な要素であり、中小企業の収益力向上を促す取組が期待される。

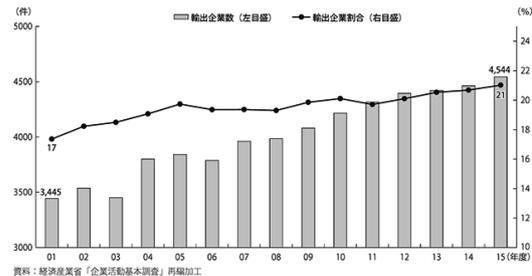
第1-1-19回 交易条件指数の推移（企業規模別）



6. 海外展開

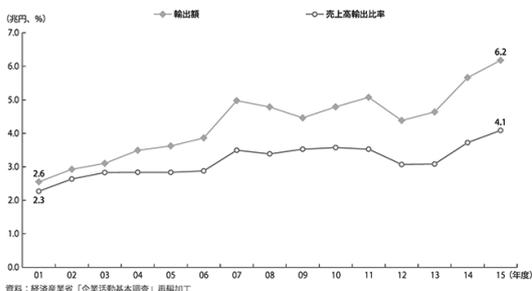
冒頭に述べたとおり、2017年の実質GDP成長率は輸出の好調さに先導されているといえる。そこで本項では中小企業の海外展開の状況について確認していく。中小企業のうち輸出を行っている企業数の推移を見るため、経済産業省「企業活動基本調査」を用いて確認すると、2004年以降輸出を行っている中小企業数は総じて増加基調にあり、2015年では4,544社が輸出を行っている。また、輸出企業割合についても緩やかな上昇傾向で推移しており、2015年は21%となっている。

第1-1-20回 輸出企業数・輸出企業割合の推移



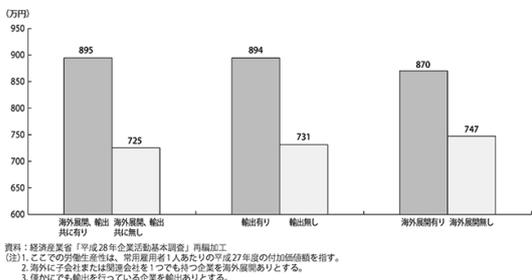
次に中小企業の輸出額及び売上高輸出率について見ると、輸出額、売上高輸出比率ともに年々増加している。輸出額は2001年度当初2.6兆円だったところ、足下の2015年度について見ると、およそ2.5倍の6.2兆円まで推移している。また、売上高輸出比率については、当初2.3%だったところ2015年度は4.1%まで割合を増加させた。

第1-1-21回 中小企業の輸出額・売上高輸出比率の推移



続いて、中小企業の海外展開の有無別、輸出の有無別の労働生産性について比較する。海外に子会社または関連会社を1つでも持つ企業を海外展開有りの企業とすると、海外展開を行っていない企業より行っている企業が、また、輸出を行っていない企業より行っている企業のほうが、労働生産性が高い傾向にあることが分かる。

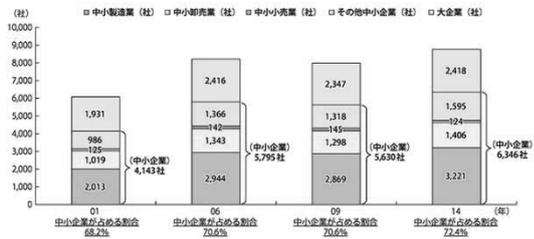
第1-1-22回 海外展開の有無別・輸出の有無別の生産性比較



また、規模別・業種別に分類した、直接投資を行う企業の数の推移についても確認する。まず直接投資企業の総数の推移を見ると、リーマン・ショック後の2009年に一旦減少したことを除けば、総じて増加傾向にある。この

うち中小企業の割合について見ると、2001年には4,143社で直接投資企業数全体の68.2%を占めていたところ徐々にその割合を増やし、2014年には6,346社と全体の72.4%を占めるにまで至っている。

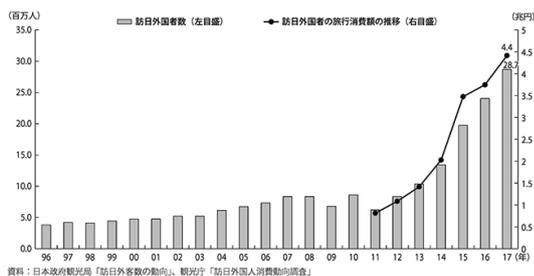
第1-1-23回 企業規模別・業種別直接投資企業数の推移



資料：総務省「平成13年、18年事業所・企業統計調査」、「平成21年、26年経済センサス-基礎調査」再編加工
 (注)1. ここでいう直接投資企業とは、海外に子会社（当該会社が50%以上の議決権を有する会社、子会社又は当該会社と子会社の合計で50%以上の議決権を有する場合）、50%以下でも経営権保有の割合となる場合も含む。を保有する企業（個人事業所は含まない）をいう。
 2. ここでいう大企業とは、中小企業基本法に定義する中小企業者以外の企業をいう。

次に中小企業が海外需要を上手く取り込んでいる状況を見るべく、訪日外国人数について日本政府観光局「訪日外客数の動向」を、インバウンド消費について観光庁「訪日外国人消費動向調査」を用いて訪日外客数の推移を確認する。1990年代から2000年代初頭にかけて訪日外国人数は400万～500万人前後で推移していたが、東日本大震災の影響で2011年に一時的に落ち込んだものの、以降は従来を大きく上回るペースで伸び、2017年はおよそ2,900万人と20年前と比べて6倍程度まで増加した。また、訪日外国人の消費額を見ると、年々順調に増加し2017年の消費額は2011年の5倍以上にまで消費額が増加していることが分かる。

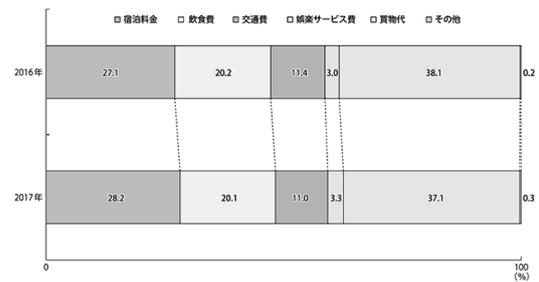
第1-1-24回 訪日外国人数及び旅行消費額の推移



資料：日本政府観光局「訪日外客数の動向」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」

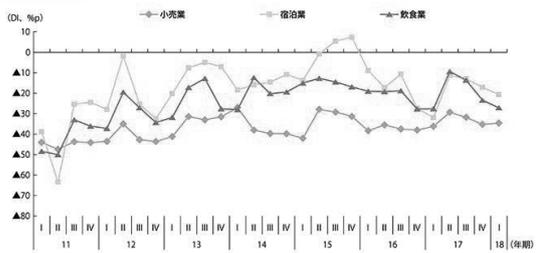
次に、訪日外国人の旅行消費額の費目別構成比について確認すると買物代が4割弱と最も多く、次に宿泊代金、飲食費と続くことが分かる。併せて中小企業の小売業、宿泊業、飲食業の売上額DIについて確認すると、訪日外国者が増加を始めた2011年から足下の2017年にかけて緩やかに上昇しており、これらの背景の一つとして、中小企業が海外需要を上手く取り込んでいる可能性が示唆されている。

第1-1-25回 訪日外国人旅行消費額の費目別構成比



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」(2018年1月16日公表)

第1-1-26回 中小小売業、宿泊業、飲食業の売上額DIの推移



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
 (注) 景況調査の売上額DIは、前年同期に比べて、売上が「増加」と答えた企業の割合(%)から、「減少」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

第2章 経営力強化・生産性向上に向けた取組

第1節 生産性向上・技術力の強化

1. 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業 【29年度予算：130.0億円】

中小ものづくり高度化法の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者が、大学、公設試等の研究機関等と連携して行う研究開発等を支援する戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）について、平成29年度は新たに108件を採択し、研究開発の取組を支援した。また、中小企業等経営強化法に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援する商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）では、平成29年度に新たに25件採択した。

2. ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

【29年度補正予算：1,000億円】

足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援する。

3. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画の認定を行い、当該認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や、特許料や審査請求手数料の減免、日本政策金融公庫の特別貸付、中小企業信用保険の特例等により総合的な支援を実施した。また、IoT、AI等の新技術を活用し自らの強みを付加価値として転換する取組を推進すべく、平成30年3月に高度化指針の見直しを行った。

4. 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）【税制】

平成29年度税制改正を踏まえ、第4次産業革命型の「サービス開発」を含め、中小企業者等の試験研究費の増加割合に応じた税額控除（中小企業は12%～17%、大企業は6%～14%）を行うとともに、試験研究費の増加割合が5%を超える場合には税額控除の上限（25%）を10%上乗せする措置を講じた。また、特別試験研究費（大学、国の研

究機関、企業等との共同・委託研究等の費用）の総額に係る税額控除制度、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合にその超過額に一定の割合を乗じた額を控除できる制度等を引き続き講じた。

5. 中小企業技術革新制度（SBIR制度）に基づく支援

国の研究開発に関する予算事業（新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等）を指定し、平成29年度の中小企業・小規模事業者等向けの支出の目標額を460億円に設定した。また、特定補助金等による研究開発成果の事業化に向けて、特定補助金等の採択企業の技術力をPRする特設サイトの運営を行ったほか、日本政策金融公庫による特別貸付等の支援措置を講じた。加えて、特定補助金等を受けた中小企業・小規模事業者に対して、各種支援制度を周知し、利用促進を図った。

6. 異分野連携新事業分野開拓

中小企業等経営強化法に基づき、異分野の中小企業が連携し、その経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせる行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例などにより総合的な支援を実施する。

7. 中小企業等経営強化法

中小企業等経営強化法に基づいて経営力向上計画を策定し認定された企業に対し、固定資産税の軽減措置（3年間1/2に軽減）や、日本政策金融公庫の融資制度（設備資金については基準金利から金利を0.9%引下げ）等、税制面や金融面での支援を講じた。また、固定資産税の軽減措置については、平成29年度税制改正にて、地域・業種を限定した上で、その対象を器具・備品と建物付属設備に拡充した。

加えて、平成30年2月に閣議決定された「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」において、中小企業等経営強化法の改正を行い、基本方針および事業分野別指針の見直しを行った。これに伴い、再編統合による事業承継の後押しするため、経営力向上計画の対象に、M&A等による再編統合を新たに追加し、登録免許税・不動産取得税の軽減等を支援措置として講じることとした。経営力向上計画は、平成30年3月末時点において52,214件を認定。

8. 生産性向上特別措置法（生産性革命法）及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律

①概要・背景

IoT、ビッグデータ、AI等の新たな情報技術の社会実装が世界規模で加速している。これを進めつつ、産業の新陳代謝を活性化し、更なる生産性向上を図っていくことが、我が国産業の競争力強化の鍵となる。これらを実現するためには、新たな情報技術を活用したビジネスを実施するための規制面での対応、企業間のデータの共有・連携のための環境整備、ベンチャー投資や事業再編の促進、中小企業の実業性向上の後押しが必要となる。中小企業庁では以下の措置を講じた。

②中小企業庁における措置事項

(ア)生産性向上特別措置法

A 固定資産税の特例

中小企業の「生産性革命」の実現のため、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援。具体的には、市区町村の導入促進基本計画に基づき計画認定を受ける等の条件を満たした設備投資に対して、固定資産税の課税標準を3年間ゼロ～1/2に軽減するという措置を講じたこととした。さらに、「生産性革命」の実現に向けて、厳しい経営環境の下でも投資などにチャレンジする中小企業を強力に後押しするため、「ものづくり・商業・サービス補助金」の予算措置を拡充・重点支援することとした。

(イ)産業競争力強化法等の一部改正

A 事業承継や創業の促進による新陳代謝の加速化

a 再編による事業承継加速化

再編統合による事業承継を後押しするため、「経営力向上計画」の対象に、M&A等による再編統合を新たに追加し、登録免許税、不動産取得税の軽減、各種許認可の承継を支援措置として講じた。（中小企業等経営強化法改正）

b 親族外承継時の資金ニーズへの対応

親族外承継の増加に対応するため、代表者に就任した個人に加え、代表者に未就任の後継予定の個人や、他の中小企業を買い取って承継する中小企業も、金融支援の対象に追加した。（中小企業経営承継円滑化法改正）

c 創業の普及啓発による次世代の担い手確保

創業関心者が少ないという課題の解消のため、市町村が策定する「創業支援事業計画」の対象に、創業の普及啓発の取組を追加した。（産業競争力強化法改正）

B 時代に対応した経営支援体制の基盤強化

a 経営基盤強化のための支援能力確保

経営支援能力の維持・確保の観点から、経営革新等支援機関の認定制度に更新制等を導入した。（中企業等経営強化法改正）

b IT導入の加速化のための支援体制整備

中小企業のIT導入を促進するため、ITベンダー等を情報処理支援機関として認定し、ITツールやITベンダーを見える化した。（中小企業等経営強化法改正）

c IT化に対応したセーフティネットの整備

中小企業のIT活用の高まりを見据え、連鎖倒産防止のための共済金貸付事由に、電子記録債権に係る取引停止を追加した。（中小企業倒産防止共済法改正）

第2節 IT化の促進

1. サービス等生産性向上IT導入支援事業費【29年度補正予算：500.0億円】

中小企業等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上（売上向上）に資するITの導入支援を行う（補助額：15万円～50万円、補助率：1/2）。加えて、IT事業者と中小企業・小規模事業者間の情報の非対称性を是正するため、セキュリティにも配慮したITツール及びその提供事業者の成果を公開し、IT事業者間の競争を促すとともに、効果の高いツールの見える化、ノウハウの集約と横展開を行う仕組みの構築を通じて、中小企業・小規模事業者によるIT投資を加速させ、我が国全体の生産性向上を実現する。

2. 中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業【平成29年度補正予算：4億円】

受注から入金までの決済業務等についてITを用いて効率化する実証及び全国の中小企業に普及するための体制に係る検討を開始した。

第3節 小規模事業者の持続的発展支援

1. 小規模事業者対策推進事業【29年度予算：49.4億円】

改正小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援

計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援（採択数：908件）した。

また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業（調査研究事業：67件、本体事業（1年目：40件、2年目：28件））に対し、幅広い支援を行った。

2. 小規模事業者経営改善資金融資事業 【財政投融資】

日本政策金融公庫が、小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、無担保・無保証・低利で融資を行った。（平成29年度の実績は、44,060件、2,701.9億円（平成30年3月末時点。））

3. 小規模事業者経営発達支援融資事業 【財政投融資】

日本政策金融公庫が、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、低利で融資を行った。（平成29年度の実績は、363件、38.3億円（平成30年3月末。））

4. 小規模支援法による経営発達支援計画の認定

小規模支援法に基づき、全国の商工会・商工会議所が市町村や地域の金融機関等と連携して、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制の整備を全国各地で進めるため、商工会・商工会議所が策定する「経営発達支援計画」について、第5回認定までに、累計1370件(1,573単会)の認定を行った。

第4節 中小企業の海外展開支援

1. 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業 【29年度予算：23.9億円】

中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するため、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）と中小企業基盤整備機構が連携して、海外の市場動向や規制等の情報提供、実現可能性調査（F/S）、輸出体制の構築等を通じた企業発掘から、国内外の展示会出展支援や海外

バイヤー招聘等を通じた海外販路開拓支援、経済連携協定に基づく原産地証明制度等の普及啓発等、現地進出後の支援、事業再編計画の策定支援等に至るまで海外展開の様々な段階におけるニーズに応じた施策によって一貫して戦略的に支援を行った。

2. JAPANブランド育成支援事業 【29年度予算：13.5億円の内数】

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援した。

第5節 その他の海外展開支援施策

1. 海外展開・事業再編資金 【財政投融資】

経済の構造的変化に適応するために海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業の資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫による融資を実施した。

2. 海外子会社の資金調達支援等

日本政策金融公庫が、中小企業等経営強化法の経営革新計画の承認等を受けた中小企業者の海外子会社等の現地金融機関からの借入れに対して、債務保証（スタンドバイ・クレジット（信用状）の発行）を行い、事業者の海外子会社等の資金調達の支援を実施した。

3. グローバルニッチトップ支援貸付制度 【財政投融資】

特定分野に優れ、世界で存在感を示す中堅中小企業（グローバルニッチトップ企業）やその候補となる中堅・中小企業等の戦略的な海外展開を支援するため、商工中金がグローバルニッチトップ支援貸付制度により、長期・一括返済・成功払いによる融資を行った。平成29年度の実績は、7件、5.8億円となった（平成29年12月末現在）。

第6節 地域資源の活用

1. ふるさと名物支援事業 【29年度予算：13.5億円】

中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、新商品・新サービスの開発、販路開拓を支援した。また、地域資源の活用や、農林漁

業者との連携により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を支援した。

2. (再掲) JAPAN ブランド育成支援事業 【29年度予算：13.5億円の内数】

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援した。

3. (再掲) 小規模事業者対策推進事業 【29年度予算：49.4億円】

改正小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援（採択数：908件）した。また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業（調査研究事業：67件、本体事業（1年目：40件、2年目：28件）に対し、幅広い支援を行った。

第7節 販路・需要開拓支援

1. (再掲) 小規模事業者対策推進事業 【29年度予算：49.4億円】

改正小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援（採択数：908件）した。

また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業（調査研究事業：67件、本体事業（1年目：40件、2年目：28件）に対し、幅広い支援を行った。

2. 小規模事業者支援パッケージ事業 【29年度補正予算：120億円】

小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援（小規模事業者持続化補助金）した。

また、全国にネットワークを持ち、地域に密着している商工会・商工会議所等を活用しながら、小規模事業者等に対して、経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援（小規模事業者持続化補助金）するほか、小規模事業者の既存の商圏を超えた広域の販路開拓を支援するため、物産展や商談会の開催、アンテナショップやインターネットによる販売支援等を実施した。また、小規模事業者の経営力の向上のため、経営指導員の支援能力の底上げに向けた指導・教育を行うスーパーバイザーを、全国団体から派遣する取組を支援した。

3. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援

中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等について、中小企業基盤整備機構が展示会や商談会等の開催を通じて、販路開拓・拡大を支援した。

4. 販路開拓コーディネーター事業

中小企業等が新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手がかりを掴むとともに、販路開拓の力をつけることを中小企業基盤整備機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）が支援した。

5. 販路開拓サポート支援事業

中小企業基盤整備機構が、自ら主催する展示会またはそれらの同時開催展等に出展する企業に対し、バイヤーの招聘や販路開拓のアドバイス等を行うことにより、マッチングを促進し、中小・ベンチャー企業の販路開拓を支援した。

6. 新事業創出支援事業

中小企業基盤整備機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、中小企業等経営強化

法、中小企業地域産業資源活用促進法、農工商等連携促進法に基づく事業計画の策定により、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行った。

7. J-GoodTech

中小企業基盤整備機構が、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援した。

第8節 商店街・中心市街地の活性化

1. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画を国が認定した商店街等について、支援措置を講じた。

2. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行った。

3. 中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、中小企業基盤整備機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行った。平成29年度（平成30年3月末時点）は501件の相談等対応を実施した。

4. 中心市街地商業等活性化アドバイザー派遣事業

中心市街地活性化協議会等が抱える様々な課題に対応するため、中小企業基盤整備機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣した。平成29年度（平成30年3月末時点）は31地域に専門家を派遣した。

5. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小企業基盤整備機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高め

るための助言・診断・課題整理・情報提供等を行った。

平成29年度（平成30年3月末時点）は17地域でセミナーを開催し、19地域へ助言等を実施した。

6. 企業活力強化資金（流通・サービス業関連）【財政投融資】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図るため、日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行った。平成29年度（平成29年12月末時点）の貸付実績は13,033件、1,104億円となった。

7. 商店街・まちなか集客力向上支援事業【28年度補正予算：15.0億円】

商店街・中心市街地の中長期的な成長基盤の構築につながる、外国人観光客による需要を取り込むために行う施設整備等の事業や、消費喚起に向けた商店街でのIC型ポイントカードの導入等に対して支援を行った。商店街集客力向上支援事業において70件、まちなか集客力向上支援事業において4件採択した。

8. 地域・まちなか商業活性化支援事業【29年度予算：17.8億円】

公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型の商店街における各種サービスの提供に向けた取組や、中心市街地における複合商業施設の整備などの取組を支援した。平成29年度には、地域商業自立促進事業において、調査分析事業を23件、支援事業を28件、個店連携モデル支援事業において10件、中心市街地再興戦略事業において、調査事業を12件、先導的・実証的事業を6件、専門人材活用支援事業を26件採択した。

9. 地域文化資源活用空間創出事業【29年度補正予算：58.5億円の内数】

歴史的建造物群を中心としたまちなみ整備や、文化イベントを契機とした地域の活性化、名所・観光地・食文化等地域文化資源と連携した空間創出によって、にぎわいを創出し、交流人口を増加させるとともに、これらと連携した中小企業・小規模事業者の事業活性化を図る事業の支援を行った。

第9節 経営支援体制の強化

1. 中小企業連携組織対策推進事業 【29年度予算：6.8億円】

中小企業組合等を支援する全国団体である全国中小企業団体中央会を通じて、中小企業組合等が事業環境の改善等を目指し行うビジョン策定や展示会出展等の取り組みに対して支援を行った（経費の一部補助）。また、外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等を対象に、事業の適正化のための巡回指導や講習会の開催を行った。

2. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援

中小企業が共同して事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業などに対し、中小企業基盤整備機構と都道府県が一体となって、事業計画への診断・アドバイスを行うとともに、必要な設備資金について、長期・低利（又は無利子）で貸付けを行う事業を実施した。

3. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【29年度予算：54.8億円】

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行うとともに、特に高度・専門的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施した。（平成29年度相談実績：約20.2万件）

第10節 その他の地域活性化施策

1. 地域連携支援貸付制度 【財政投融資】

地域資源を活用する事業協同組合・企業連携体が、新事業展開、地域資源活用、連携・再編等の取組を行う場合に、商工中金が地域連携支援貸付制度により、長期一括返済・成功払いによる融資を行った。平成29年度の実績は、3件、1.8億円となった（平成29年12月末現在）。

第3章 活力ある担い手の拡大

第1節 創業支援

1. 創業支援事業者補助金 【29年度予算：11.0億円の 内数】

産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援（兼業・副業を通じた創業ニーズにも対応）や創業支援の質の向上を図る取組等を支援した。

2. 新創業融資制度 【財政投融資】

日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で融資を実施した。

3. 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）【財政投融資】

日本政策金融公庫が、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施した。

4. 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後5年未満の者等を対象とする保証制度を実施した。

5. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図った。起業支援ファンドについては、累積出資先ファンド数109件、出資約束総額2,330億円、累積投資先企業数2,827社に至った。また、中小企業成長支援ファンドについては、累積出資先ファンド数99件、出資約束総額6,591億円、累積投資先企業数1,366社に至った（平成30年3月末現在）。

6. 潜在的創業者掘り起こし事業 【29年度予算：11.0億円の内数】

国で定めた一定水準のカリキュラムを実施する創業スクールを公認し、創業者の基礎的な知識習得を支援する。

加えて、潜在的創業者の掘り起こし等に繋がるとともに、将来の地域の創業者を日本全国で増やす観点から、全国的なビジネスプランコンテストを開催する。

7. 企業のベンチャー投資促進税制 【税制】

企業が、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣の認定を受けたベンチャーファンド（投資額の5割以上を地方に所在するベンチャー企業へ投資する場合に限る。）を通じてベンチャー企業に出資した場合に、その出資額の5割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度である。

平成25年度の制度創設から平成30年1月末までに、9件のベンチャーファンドに係る投資計画を認定した。

8. 経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援した。

9. 地域における創業支援体制の構築

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の拡充、税制（登録免許税半減）等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行った。

10. 創業・事業承継補助金（創業） 【29年度予算：11.0億円の内数】

地域で新需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者の創業費用を支援するとともに、事業承継を契機として経営革新等や事業転換に取り組む中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な費

用を支援する。創業補助金については、事業実施期間中に一人以上の雇用を要件化した。

11. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業【財政投融資】

日本政策金融公庫が、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ経営革新又は異分野の中小企業と連携して新分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するため、必要な資金の貸付を行った。

第2節 事業承継支援

1. 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業（事業引継ぎ支援事業） 【29年度予算：61.1億円の内数】

各都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ支援センター」において、後継者不在に悩む中小企業・小規模事業者に対して、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行うとともに、M&A等によるマッチング支援を実施した。平成29年4月～平成30年3月末の間に、8,526件の相談に対応し、687件成約した。

2. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度（事業承継税制） 【税制】

事業承継税制は、後継者が非上場会社の株式等を先代経営者から相続、遺贈又は贈与により取得した場合において、都道府県知事の認定を受けたその後継者が事業を継続することを前提に、相続税・贈与税の納税を猶予し、後継者の死亡等の一定の場合には猶予税額を免除する制度である。平成21年度より事業承継税制の適用の基礎となる認定を開始し、平成30年3月末までに、相続税に係る認定を1,306件、贈与税に係る認定を1,003件実施した。

3. 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業者である個人事業主や会社等の役員が掛金を積み立て、廃業や引退をした際に共済金を受け取れる制度であり、いわば小規模企業の経営者のための「退職金制度」である。平成29年度末現在で137.1万人が在籍しており、平成29年4月から平成30年3月までの新規加入者は10.6万人に上った。

4. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法には、遺留分の制約を解決するための民法の特例をはじめとした総合的支援が盛り込まれており、平成30年3月末までに、民法特例の適用の基礎となる経済産業大臣の確認を170件実施した。

5. 事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするため、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラム等による中小企業経営者等への普及啓発を実施した。

6. 創業・事業承継支援事業（事業承継ネットワーク構築事業）【29年度予算：11.0億円の内数】

各都道府県に拠点を置く支援機関等による、地方自治体等と連携した、地域における事業承継支援ネットワークを構築することにより、地域で行う事業承継支援を19都道府県で実施した。

7. 創業・事業承継支援事業（事業承継補助金）【29年度予算：11.0億円の内数】

地域経済を活性化させるため、経営者の高齢化等の課題を抱える中小企業の世代交代・再活性化を進める観点から、事業承継（事業再生を伴うものを含む）を契機として経営革新等や事業転換を行う中小企業に対し、その新たな取組に必要な経費を支援した。

第3節 人材・雇用対策

1. 地域中小企業人材確保支援等事業 【29年度予算：16.7億円の内数】

経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域特性に合わせ、各地の中小企業・小規模事業者が必要とする地域内外の若者、女性、シニア等多様な人材の発掘、紹介、定着等を支援した。

2. 小規模事業者支援人材育成事業 【29年度予算：16.7億円】

商工会・商工会議所の経営指導員等が行う、経営指導の能力向上に向けた研修を全国各地で実施した。

3. 中小企業大学校における人材育成事業

全国9か所にある中小企業大学校において、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修等を実施。また、地域の事業者からのアクセス改善に向けた研修の拡充や、高度実践プログラムの導入などを試験的に実施した。

4. ふるさとプロデューサー育成支援事業 【29年度予算：13.5億円の内数】

地域の関係者を巻き込み、地域資源を活かした魅力ある産品を「地域ブランド化」し、海外市場を見据えて販路開拓を行う取組の中心的担い手となることのできる人材育成の取組を支援した。

5. 所得拡大促進税制

平成28年度に引き続き、平成29年度においては、中小企業者等について①給与等支給額の総額が平成24年度から一定割合以上増加、②給与等支給額の総額が前事業年度以上、③平均給与等支給額が前事業年度を上回るという3要件を満たす場合に、給与等支給額の平成24年度からの増加額の10%を税額控除する（法人税額の20%が上限）措置を講じた。また、平均給与等支給額が前年度比2%以上増加する場合に、給与等支給額の前年度からの増加額について税額控除を12%上乗せした。

平成30年度税制改正では、中小企業者等について、基準年度との比較要件を撤廃し、①前年度から継続雇用者給与等支給額が1.5%以上増加している場合には、給与等支給総額の前年度からの増加額に対して、15%の税額控除②継続雇用者給与等支給額が対前年度比で2.5%以上増加しており、人材投資や生産性向上に取り組む場合には、給与等支給総額の前年度からの増加額に対して、25%の税額控除という改正を行った。なお、本税制は平成28年度において、件数は99,134件、金額にして3,184億円の適用があった。

第4章 安定した事業環境の整備

第1節 取引条件の改善

1. 下請等中小企業の取引条件の改善

様々な業種の取引条件改善を目的とした対策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」（平

成 28 年 9 月公表)に基づき、平成 29 年 3 月末までに自動車や電機・情報通信機器など 8 業種 21 団体において、取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」が策定された。平成 29 年 5 月、中小企業庁において、自主行動計画のフォローアップ指針を発表し、この指針に基づき各団体においてフォローアップ調査を実施した。また、平成 29 年 4 月より全国に 80 名規模の下請 G メンを配置し、平成 29 年度は 2,727 件の下請中小企業のヒアリング調査を実施した。平成 29 年 12 月、各団体が実施した自主行動計画のフォローアップ調査結果及び下請 G メンによるヒアリング調査の結果をとりまとめて公表した。両調査結果の突き合わせを行い、改善の動きが鈍い業種については、平成 30 年 1 月以降、更なる取組を要請した。加えて、自主行動計画の策定業種の拡大にも取り組み、新たに 4 業種（機械製造業、流通業、警備業、放送コンテンツ業）9 団体でも策定された。

平成 27 年 12 月から設置された「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」を平成 29 年度は 2 回開催した。(計 13 回開催) 同会議での決定事項等は、働き方改革を進める上での課題（長時間労働是正や生産性向上等）等を検討するため、平成 29 年 9 月に設置された「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」に引き継がれ、同会議の下で引き続き、関係省庁が連携して取り組むこととなった。

2. 下請代金法の運用強化 【29 年度予算：13.9 億円の内数】

下請取引の適正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請代金法を執行した。公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施するとともに、下請代金法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための「申告情報受付窓口」により、下請代金法違反に関する情報収集を行い、下請代金法の厳格な運用に努めた。平成 29 年 4 月、下請代金法第 6 条の規定に基づき、公正取引委員会に対して措置請求 1 件を行った。

3. 相談体制の強化と下請取引適正化 【29 年度予算：13.9 億円の内数】

全国 48 か所に設置した「下請かけこみ寺」において、

中小企業等の企業間取引に関する相談に対応した。また、下請等中小企業の経営者や営業担当者が、親事業者の調達部門への価格交渉を行う上で必要な価格交渉ノウハウについて、個別指導やセミナー等を行った。また、下請代金法等の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を開催し、一層の周知を図るほか、全国で親事業者の取組事例等を紹介し、広く下請代金法等の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催した。さらに、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係を構築するためのガイドライン（下請適正取引等の推進のためのガイドライン。経済産業省、国土交通省、総務省及び農林水産省の所管 18 業種）について、全国で説明会を開催した。

4. 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援 【29 年度予算：13.9 億円の内数】

下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）に基づき、特定の親事業者への取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、補助金、融資、保証の特例により支援を実施した。また、親事業者の生産拠点が閉鎖又は縮小（予定も含む）された地域における下請中小企業・小規模事業者が行う新分野進出等に対し、補助金により支援を実施した。

5. 下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援 【29 年度予算：13.9 億円の内数】

新たな取引先を開拓したい下請中小企業・小規模事業者に対して、「ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）」の運用により、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った製造委託等の受発注情報の提供を行った。また、新たな販路開拓を支援するため、広域商談会を 8 会場で開催した。

6. 親事業者等に対する下請事業者への配慮要請等 【29 年度予算：13.9 億円の内数】

平成 29 年 11 月、経済産業大臣および公正取引委員会委員長の連名で、親事業者（約 21 万社）および業界団体代表者（660 団体）に、下請取引の適正化等について要請し

た。また、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、業界団体代表者（892 団体）に、下請中小企業振興法に定める「振興基準（平成 28 年 12 月 14 日改正）」の遵守について要請した。

第 2 節 官公需対策

1. 「平成 29 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定及び周知徹底

平成 29 年度の中小企業・小規模事業者向けの契約比率を 55.1%と、引き続き新規中小企業者向け契約比率を平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、26 年度（推計 1%程度）比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるとする、「平成 29 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）を 7 月 25 日に閣議決定した。中小企業者の受注機会の増大のために実施する措置として、知的財産権の取り扱いの明記、中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについての措置を新たに盛り込んだ。

基本方針を周知徹底するために以下の取組を実施した。

- (1) 経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長（1,805 団体）に対し、文書により「基本方針」の趣旨を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請した。
- (2) 地方における「基本方針」の周知徹底を図るための全国説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を 8 月から 9 月にかけて 50 回開催した。
- (3) 地方において新規中小企業者からの調達を推進するための取組に関する情報の共有や連携方策を協議する会議（新規中小企業者調達推進協議会）を開催した。
- (4) 「官公需契約の手引」を作成し、国等の機関、地方公共団体等の機関及び商工関係団体等に配布した。

2. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための「官公需情報ポータルサイト」 【29 年度予算：13.9 億円の
内数】

中小企業・小規模事業者が官公需に関する受発注情報を入手しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営した。

第 3 節 消費税転嫁対策

1. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業 【29 年度予算：28.5 億円】

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、全国に転嫁対策調査官を配置した。併せて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報を収集するため、公正取引委員会と合同で中小企業・小規模事業者全体に対して大規模な書面調査を実施するなど、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行った。

第 4 節 消費税軽減税率対策

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等支援

消費税軽減税率制度の実施に向け、事業者の準備が円滑に進むように支援を行った。具体的には、①中小小売事業者等に対して、複数税率に対応したレジの導入等の支援を行うとともに、②中小小売事業者・卸売事業者等に対して、複数税率に対応するため電子的な受発注システムの改修等の支援を行った。

2. 消費税軽減税率対応窓口相談等事業 【29 年度予算：19.4 億円】

消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行った。また、消費税転嫁対策窓口相談等も併せて実施した。

第 5 節 資金繰り支援、事業再生支援

1. セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）
【財政投融资】

日本政策金融公庫が、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業績悪化を来している中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援。平成

29年度の貸付実績は、約10万件、約1.5兆円となった（平成29年12月末時点）。

2. （再掲）小規模事業者経営改善資金融資事業 【財政投融資】

日本政策金融公庫が、小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、無担保・無保証・低利で融資を行った。（平成29年度の実績は、35,514件、2,168.7億円（平成29年12月末時点）。）

3. （再掲）小規模事業者経営発達支援融資事業 【財政投融資】

日本政策金融公庫が、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、低利で融資を行った。（平成29年度の実績は、363件、38.3億円（平成30年3月末）。）

4. 資本金劣後ローンの推進 【財政投融資】

日本政策金融公庫が、新事業展開や経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達を円滑に図るため、金融検査上自己資本とみなし得る一括償還の資金（資本金資金）を供給することで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援。平成29年度の貸付実績は、約870件、約490億円となった（平成29年12月末時点）。

5. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業 【財政投融資】

日本政策金融公庫が、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ経営革新又は異分野の中小企業と連携して新分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するため、必要な資金の貸付を行った。

6. 借換保証の推進

信用保証協会が、複数の借入債務を一本化し、足元の返済負担の軽減を図るための借換保証を推進。平成29年

度（平成29年12月末まで）の保証承諾実績は、130,058件、約2兆4,517億円となった。

また、経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和実施による前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を支援するため、平成28年に条件変更改善型借換保証を創設。平成29年度（平成29年12月末まで）の保証承諾実績は、310件、約106億円となった。

7. セーフティネット保証

信用保証協会が、取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業・小規模事業者に対し、通常の保証枠とは別枠での保証を実施した（保証割合100%。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円）。

平成29年度は、九州北部地方の大雨災害（4号）、台風21号による災害（4号）等により発動されている。

また、セーフティネット保証5号は、引き続き最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比で一定割合以上減少等の基準を満たす業種を指定した。

平成29年度（平成29年12月末まで）のセーフティネット保証全体の保証承諾実績は、10,792件、約2,665億円となった。

8. 信用保証協会による経営支援 【29年度予算：13.0億円】

信用保証協会の利用者又は利用を予定している創業（予定）者、経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に加えて、平成29年度より事業承継を予定している場合や生産性向上を目指す中小企業・小規模事業者についても新たに支援の対象として追加。これらの中小企業・小規模事業者に対して、信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、経営支援と一体となった資金繰り支援を実施した。平成29年度（平成29年12月末まで）は、約16,000回の専門家派遣を実施している。

9. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業 【平成29年度補正予算：30.0億円】

借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援

を含む本格的な経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者等に対して、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関（税理士、公認会計士、金融機関等）による経営改善計画策定支援や当該計画に係るフォローアップに要する費用の一部を負担（2/3）した。平成29年12月末における相談件数は4,983件、新規受付件数は1,511件となり、制度発足時（平成25年3月）から平成29年12月末までの実績は、相談件数45,463件、新規受付件数は14,812件となった。また、平成29年5月からは、資金繰り管理や採算管理などの早期の経営改善計画の策定を必要とする中小企業・小規模事業者に対して、認定支援機関による早期経営改善計画策定支援に係る費用の一部の負担（2/3）を開始し、平成29年12月末までに相談件数5,126件、新規受付件数は4,598件となった。

10. 中小企業再生支援協議会 【29年度予算：61.1億円の内数】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行った。平成29年4月から12月末までの実績は、相談件数1,315件、再生計画の策定完了件数589件となり、制度発足時から平成29年12月末までの実績は、相談件数39,877件、再生計画の策定完了件数12,687件となった。

11. 中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）

産業競争力強化法に基づき、中小企業承継事業再生計画の認定を行い、その計画に従った事業の承継を行う場合に、許認可承継の特例措置及び金融支援を実施した。計画認定件数は平成29年12月末までの実績は2件、産業活力再生特別措置法に基づき措置された制度創設時（平成21年6月）から合計すると41件となった。

12. 中小企業再生ファンド

再生に取り組む中小企業の経営支援や必要な資金供給を実施するため、中小企業基盤整備機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、中小企業の再生を

地域内で支援する地域型ファンドや広域的に支援する全国型ファンドの組成・活用を促進する取組を行った。平成29年9月末までに51件のファンドが創設され、ファンドの総額は約1,681億円に上った。また、当該再生ファンドによる投資実績は平成29年9月末までに445社、約894億円に上った。

13. 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進等 【29年度予算：1.0億円】

平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の一層の周知・活用の促進を図るため、中小企業基盤整備機構地域本部等による相談窓口やガイドラインの利用をご希望の方への専門家派遣、中小企業・小規模事業者等を対象としたダイレクトメールや政府広報による広報等を行った。

第6節 経営安定対策

1. 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権等の回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを行う制度である。

2. 経営安定特別相談事業 【29年度予算：49.4億円の内数】

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」が設置されている。本相談室において経営安定に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を支援した。

3. 中小企業BCP（事業継続計画）普及の促進 【財政投融资】

中小企業・小規模事業者が災害対応力を強化するためのBCP（事業継続計画）策定や、平時に行うべき活動、緊急・非常時における事業継続のための取組（サプライチェーンや業務体制の見直し、資金調達計画の立案、重要商品の検討等）を支援するため、専門家の派遣を行っ

た。また、中小企業・小規模事業者自らが策定したBCPに基づき防災施設等の整備を行う者に対して、日本政策金融公庫において低利融資を実施した。

第7節 財政基盤の強化

1. 法人税の軽減税率 【税制】

年所得800万円以下の部分に係る法人税率（19%）を15%に引き下げる措置。

2. 中小企業投資促進税制 【税制】

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置。

3. 少額減価償却資産の損金算入の特例制度 【税制】

取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円を限度に、全額損金算入することができる措置（従業員1,000人超の法人を除く）。

4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付 【税制】

欠損金の繰越控除は、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度（繰越期間：9年間）の所得金額から控除することができる措置。また、欠損金の繰戻還付は、当期の事業年度に生じた欠損金を1年繰戻して法人税の還付を請求することができる措置。

5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 【税制】

商業・サービス業等を営む中小企業が商工会議所等の経営改善指導に基づき設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置。

6. 交際費等の損金不算入の特例 【税制】

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額（800万円）までの損金算入、②支出した接待飲食費の50%までの損金算入を選択適用できる措置。

7. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、

株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施した。

第8節 人権啓発の推進

1. 人権啓発 【29年度予算：1.9億円】

中小企業・小規模事業者に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、人権意識の涵養を図るため、セミナー等の啓発事業を実施した。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施した。

第5章 災害からの復旧・復興

第1節 資金繰りの支援

1. 被災中小企業への資金繰り支援（政策金融） 【29年度予算：139億円の内数】

東日本大震災及び熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫（国民生活事業及び中小企業事業）・商工中金において、「東日本大震災復興特別貸付」及び「平成28年熊本地震特別貸付」（平成28年6月制度開始）を継続的に実施している。本制度の運用開始後、平成29年12月末までの貸付実績は、東日本大震災復興特別貸付が、約30万1千件、約6兆916億円、平成28年熊本地震特別貸付が、約1万7千件、約2,260億円となった。また、東日本大震災においては、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対して、県の財団法人等を通じ、貸付金利を実質無利子化する措置を引き続き実施した。

2. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充

東日本大震災及び、平成28年熊本地震により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証・低利で利用できる日本政策金融公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施した。（東日本大震災型の平成29年度の実績は、マル経融

資で631件、22.8億円、衛経融資で6件、1,840万円（平成29年12月末時点）。平成29年度熊本地震型の平成29年度の実績は、マル経融資で31件、1.2億円、衛経融資の実績は0（平成30年3月末時点。）

3. 被災中小企業への資金繰り支援（信用保証）

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保証とは別枠の新たな保証制度である「東日本大震災復興緊急保証」について、平成29年度も特定被災区域内において引き続き実施した（保証割合100%。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。）。本制度の運用を開始した平成23年5月23日から平成29年12月末までの保証承諾実績は、135,301件、約2兆7,380億円であった。

また、平成29年7月に発生した九州北部地方の大雨災害においては、福岡県及び大分県の一部地域でセーフティネット保証4号を発動したほか、福岡県の一部地域では災害関係保証も発動した。両制度の平成29年12月末までの保証承諾実績は、59件、約9億円であった。

4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）を長期・無利子、無担保での融資を行った。

第2節 二重債務問題対策

1. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による事業再生支援 【29年度予算：13.9億円※】

平成23年度に東日本大震災の被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充する形で設置した、総合相談窓口である「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」による中小事業者等の事業再生支援を引き続き実施した。各県の産業復興相談センターにおいては、平成30年2月28日までに6,139件の事業者からの相談を受け付けており、金融機関等による金融支援について合意を取り付けた案件は1,153件、うち債権買取を決定した案件は337件となった。（※）東日本大震災復興特別会計分。被災県6県のうち、青森・茨城・千葉

の中小企業再生支援協議会・産業復興相談センターについては、平成29年度予算より一般会計へ移行。

2. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再生に取り組む際に、再生計画策定支援の期間中に発生する利子を補填することにより、早期の事業再生の実現を支援した。

第3節 工場等の復旧への支援

1. 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（東日本大震災）【29年度予算：210.0億円】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

- ① 複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、
- ② 商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が1/2の補助

を実施し、被災した中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行った。

2. 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（熊本地震）

【29年度補正予算：46.9億円】

熊本地震に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助を実施し、被災した中小企業等のグループの施設の復旧等に対して支援を行った。

3. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け（東日本大震災）

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実

施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小企業基盤整備機構と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行った。

4. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け（熊本地震）

熊本地震により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小企業整備機構と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行った。

5. 仮設施設整備事業・仮設施設有効活用等助成事業

【29年度：6.5億円の内数】

東日本大震災の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、（独）中小企業基盤整備機構が仮設工場や仮設店舗等を整備し、被災市町村を通じて原則無償で貸し出す事業を実施しており、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに1県1町1箇所に施設を設置している。また、平成26年4月より仮設施設の本設化、移設、撤去に要する費用の助成事業を実施しており、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに28件の助成を実施している。

第4節 その他の対策

1. 特別相談窓口等の設置

全国の日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構地域本部等及び経済産業局に特別相談窓口を設置し、東日本大震災の被災中小企業者等からの経営・金融相談に応じた。

2. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施した。

3. 官公需における被災地域等の中小企業者に対する配慮

東日本大震災及び平成28年熊本地震について、被災地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について、「中小企業者に関する国等の契約の基本方

針」に盛り込み、周知徹底を図った。

第6章 その他の中小企業施策

第1節 調査・広報の推進

1. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたガイドブックやチラシ等を作成し、各地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配付したほか、中小企業支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じた情報発信やイベント「一日中小企業庁」の開催等により、広く普及・広報を実施した。

(1) 冊子類の発行

中小企業施策を利用する際の手引き書として200以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」やチラシ等を作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関（商工会、商工会議所等）、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布した。

(2) 「一日中小企業庁」の開催

開催地の都道府県と中小企業庁が共催し、地元中小企業者の方々に最新の施策を紹介し、理解を深めていただくとともに、意見交換や交流の場を設け、今後の中小企業施策の見直し・拡充等に反映させるイベントを開催した。昭和39年度以来、毎年度開催しており平成29年度は、北海道と徳島県において開催した（来場者：北海道約470名、徳島県約160名）。

(3) インターネットを活用した広報

① ホームページによる広報

中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表した。平成29年度は、年間約3,900万ページビューのアクセスがあった。

③ メールマガジン

各中小企業支援機関と連携し、補助金等の支援施策情報、地域情報、調査・研究レポート等の情報をメールマガジン登録者に、毎週水曜日に配信した。メールマガジン登録者数は、約92,000件（平成30年3月末現在）。

(4) ミラサポ（中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイト）

ミラサポを通じて最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例などを分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届けた。(会員数：約 144,000 件、ミラサポメルマガ登録数：約 108,000 件 平成 30 年 3 月末現在)

2. 中小企業白書/小規模企業白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第 11 条の規定に基づく年次報告等(平成 29 年(2017 年)版中小企業白書)を作成した。また、小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模基本法第 12 条の規定に基づく年次報告等(平成 29 年(2017 年)版小規模企業白書)を作成した。

3. 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第 10 条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施する。

4. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向を把握するため、四半期ごとに中小企業基盤整備機構が実施する中小企業景況調査の公表を行う。